

公正取引

2014年6月
No.764

～ 競争の法と政策 ～

特集

欧米における違反事件の動向

欧米における競争政策の展開と動向	齊藤 高広
ガス絶縁開閉装置カルテル事件欧州司法裁判所判決	和久井理子
販売店に対するインターネット販売の禁止とEU競争法— PFDC事件欧州司法裁判所先決裁定	小畑 徳彦
最低再販売価格維持に関するカルフォルニア州控訴裁判所の判決についての考察	井上 朗
米国の合併事前審査手続における業務文書—重要性とリスク	ハートマット・シュナイダー 杉本 武重

實方謙二先生を偲んで	厚谷 襄児
實方先生を偲んで	藤田 稔
實方謙二先生の御業績	稗貫 俊文

司法試験経済法の過去問の分析とその評価(1)	村上 政博
------------------------	-------

審決・判決評釈 日新製鋼による審決取消請求事件—溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者によるカラー鋼板価格カルテル事件—	諏佐 マリ
---	-------

事件解説 株式会社トクスイコーポレーションに対する勧告について	東山 直人 磯部 咲里
---------------------------------	----------------

米国・EU独禁法判例研究 第93回 医療機器製造業者による占有率値引きと製品再設計のシャーマン法上の評価— Allied Orthopedic Appliances Inc. v. Tyco Health Care Group LP, 592 F.3d 991 (9th Cir. 2010)—	早川雄一郎
---	-------

記者の目 談合は必要悪なのか?	松原 靖郎
-----------------	-------

公正取引

2014年 6月

No.764

～ 競争の法と政策 ～

公益財団法人 公正取引協会

〔特集 欧米における違反事件の動向〕

欧米における競争政策の展開と動向	齊藤 高広 …… 2
ガス絶縁開閉装置カルテル事件欧州司法裁判所判決	和久井理子 ……11
販売店に対するインターネット販売の禁止とEU競争法— PFDC事件欧州司法裁判所先決裁定	小畑 徳彦 ……20
最低再販売価格維持に関するカルフォルニア州控訴裁判所の判決についての一考察	井上 朗 ……28
米国の合併事前審査手続における業務文書—重要性とリスク	ハートマツト・シュナイダー ……35
	杉本 武重

實方謙二先生を偲んで	厚谷 襄児 ……42
實方先生を偲んで	藤田 稔 ……45
實方謙二先生の御業績	裨貴 俊文 ……47

司法試験経済法の過去問の分析とその評価(1)	村上 政博 ……51
------------------------	------------

〔審決・判決評釈〕

日新製鋼による審決取消請求事件—溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の製造販売業者によるカラー鋼板価格カルテル事件—	諏佐 マリ ……59
---	------------

〔事件解説〕

株式会社トクスイコーポレーションに対する勧告について	東山 直人 ……68
	磯部 咲里

〔米国・EU独禁法判例研究〕

第93回 医療機器製造業者による占有率値引きと製品再設計のシャーマン法上の評価— <i>Allied Orthopedic Appliances Inc. v. Tyco Health Care Group LP</i> , 592 F.3d 991 (9th Cir. 2010)—	早川雄一郎 ……70
--	------------

〔記者の目〕

談合は必要悪なのか?	松原 靖郎 ……78
------------	------------

〔競争政策研究センターだより〕

平成26年度共同研究「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」について	大木 良子 ……79
---	------------

特集 欧米における違反事件の動向

米国の合併事前審査手続における業務文書——重要性とリスク

米国弁護士*1 ハートマツト・シュナイダー
 弁護士*2 ^{すぎ}杉 ^{もと}本 ^{たけ}武 ^{しげ}重

既存の業務文書(Business Documents)は、日本を含む他の多くの国々におけるよりも、米国の合併¹審査手続において遥かに重要な役割を果たす²。既存の業務文書には合併当事者又はそのファイナンシャルアドバイザーが合併申請前に作成したいかなる文書も該当し得る。典型的な例としては、取引に関する取締役会・経営会議報告資料や売手が潜在的な買手に提供する秘密情報の覚書等、取引案の分析のために特別に作成された書類がある。米国における合併事前審査手続では、マーケティングや戦略計画、販売や売上予測及びメールなどの通常過程の業務文書も関連する場合がある。

米国の反トラスト執行機関(司法省及び連邦取引委員会。以下、合わせて「反トラスト当局」ともいう。)は、当事者の業務文書が取引が競争に与える影響に関して重要な洞察を提供するため、当事者の業務文書へ遮られることなくアクセスできることが合併審査手続の完全性の根幹部分であると考えている。近年の反トラスト当局による執行は米国の合併審査手続における既存の業務文書の重要性をはっきりと示していると考ええる。例えば、2012年5月に、韓国の自動現金預入支払機のメーカーHyosung社の上級役員は、同社による届出義務のある買収に関連して米国の合併審査手続中に業務文書を改ざんした罪で、禁錮5か月に同意した³。本件及び他の件を考慮すると業務文書の保全及び提出の際には、企業、役員及び弁護士は特に慎重に注意しながら作業すべきである。

本稿は、米国における合併事前届出義務の概

要を説明し、合併審査過程における業務文書の重要性及び米国反トラスト当局に業務文書を提出しない場合の潜在的な制裁を検討する。

*1 ウィルマーヘイル法律事務所ワシントンDC オフィス

*2 ウィルマーヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス

1 米国の合併事前規制法は、一定の取引規模及び一定の場合には当事者規模の基準それぞれが満たされることを前提として、資産又は議決権証券の買収に適用される。本稿においては、議決権証券及び資産の買収を「合併」という語により表現する。

2 日本では、株式取得の事前届出の場合、公正取引委員会へ提出する株式取得に関する計画届出書に添付書類の一つとして、株式の取得に関する契約書の写又は意思決定を証するに足りる書類のいずれかを提出する必要がある(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第2条の6第2項第1号)。「意思決定を証するに足りる書類」とは、株式取得会社の内部において株式取得の決定を行ったことを証明する書類であり、例えば、株式を取得するに当たり、その取得方針を決定した社内文書(稟議書)、株式譲渡の予約契約書、株式譲渡に係る覚書等も含まれるとされている(公正取引委員会ウェブサイト <http://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/kigyoketsugo/qa/tenpushorui.html>)。

3 司法省2012年5月3日付プレスリリース「Hyosung社の役員、自動現金預入支払機の合併調査において虚偽の文書を提出した司法妨害の罪を認める。」(http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2012/282873.htm)を参照。Hyosung社の親会社は有罪答弁し、2011年に申し立てられた行為への関与について罰金20万米ドルを支払うことに合意した。

Ⅰ 米国における合併審査手続の概要

米国における合併前の調査事案のほとんどはハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法(Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act)(以下「HSR法」という。)に基づいて義務づけられる届出に対応して開始されている。諸国の姉妹当局とは反対に米国反トラスト法には、届出義務のない取引についても調査する権限があり、その権限は普通に行使されている。

1 届出基準

米国の合併事前届出の閾値は、日本を含む合併の事前届出制を持つ他の多くの国々と比較すると多少独特である。米国内及び地球規模での合併当事者の売上高に注目するかわりに、第一に、取引の価値によって、そして、特定の場合には資産や取引に関与する当事者の年間総売上によって、届出義務が発生する。一般的には、現在、7,590万米ドル以上の資産又は議決権証券の買収に届出義務がある⁴。この閾値を超えるが3億340万米ドル以下の買収は、一定の当事者の規模の基準を満たす場合に届出義務が発生する。届出義務のある取引は一定の待機期間が経過するまで実行することができない。HSR法によれば、合併事前届出により30日の待機期間が開始され、この期間はセカンド・リクエストにより早期終了又は延長されることがある。

セカンド・リクエストとは、商品や販売データなどについて、大量の文書その他の情報提出を義務づける広範囲の情報要求である。セカンド・リクエストは他国で言うフェーズⅡ調査と似ている。セカンド・リクエストを遵守する期限は規定されていないが、当事者は「実質的な遵守」から30日⁵経過しないと取引を成立させることができない⁶。実務上、これは、当事者及びそのアドバイザーに対し早急な対応をするように、かなりの圧力をかけるものとなっている。

米国の合併事前届出に関する規則は、これらの基本原則以上に複雑であり、専門弁護士によ

る完全な分析を必要とする。これらの規則は、米国内において重大な影響を持たない非米国当事者間の取引又はこれらの非米国当事者が関与する一定の取引のための例外を含む多くの例外を提供する。

2 届出対象外の取引

前述のように、米国の反トラスト当局による審査はHSR法の基準を満たす取引の届出に限定されない。反トラスト当局は、報道記事や顧客の苦情など、他の方法を通じて目に留まった取引を調査することができる。反トラスト当局はこの管轄権を日常的に行使する。司法省反トラスト局の幹部は最近の報告でHSR法に基づく届出対象外の取引について司法省反トラスト局が単独⁷で2009年から2013年にかけて開始した予備調査は73件に上ると述べている⁸。対象となった取引には取引成立後の事案もあれば取引成立前に当局の目に留まったものもある。司法省反トラスト局によれば、同局の執行活動の25%以上が何らかの申立てに至っている⁹。

Ⅱ 米国合併審査における既存の業務文書

既存の業務文書は米国の合併審査において重要な役割を果たす。

4 これらの閾値はインフレーションに合わせて毎年調整される。

5 米国の反トラスト当局は、当事者との「期限合意」によって期間を延長する場合がよくある。

6 「実質的な遵守」との文言は定義されておらず判例が少ないため、「実質的な」遵守と「完全な」遵守との明確な線引きがされていない。実務上、実質的な遵守には微小な欠落を除き、セカンド・リクエストへの対応が完全でなければならない。

7 米国における二重執行制度の下、合併審査は連邦取引委員会と反トラスト局がともに管轄を有している。

8 Leslie C. Overton, Deputy Assistant Attorney General for Civil Enforcement, Non-Reportable Transactions and Antitrust Enforcement, Remarks as Prepared for the 14th Annual Loyola Antitrust Colloquium, Institute for Consumer Antitrust Studies (April 25, 2014) (<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/305472.pdf>) 2頁

9 前掲注8

1 合併事前届出

米国の合併審査においては、届出書の注意事項4(c)項及び4(d)項において、合併当事者に対して、競争、競合他社、市場、売上の伸び又は商品市場や地理的市場への拡大及び他の分類情報が記載された特定の取引に関連する業務文書(以下「4(c)及び(d)文書」ともいう。)の提出が要求されており、これに対応して提出される業務文書の精査が開始されることになる¹⁰。前述のとおり、これらの業務文書にはハードコピー及びEメールを含む電子文書が含まれる場合がある。これらの4(c)及び(d)文書を収集し提出することは、一般的に知られているように、多くの場合に合併当事者へかかる負担が比較的小さい米国合併事前届出を完了させるプロセスの中でも、最も多大な時間と費用がかかる¹¹。

2 初期調査とセカンド・リクエストの可能性

米国の合併事前届出書が提出されると、反トラスト当局の審査担当者は4(c)及び4(d)文書を精査し、取引が競争を脅かすかについての初期的な見解を形成する。米国の届出書には競争分析に関連する他の情報が欠けているため、これらの文書並びに公知の情報及び確認担当弁護士¹²の当該業界に関する事前知識などが届け出された取引に対する審査担当者の反応の基礎となる。これには幾つかの意味合いがある。第一に、合併審査の初期段階における4(c)及び(d)文書の重要性は過小評価できないため、合併当事者は4(c)又は(d)の対象になり得る文書の作成の際には十分に注意するべきである。例えば、当該取引に関する役員会・経営会議報告資料や売手が潜在的な買手に提供する秘密情報の覚書などについて、競争条件や被合併当事者の取引後の市場における地位に関して潜在的に有害な記述がないか入念に検討するべきである。

第二に、4(c)及び(d)文書が最初に焦点を当てられる結果として、特に技術的に複雑な市場などでは審査担当者(届出前においては当該取引の担当弁護士)が関連商品及び関連市場における競争の変動について理解することが難しい場合が

ある。4(c)及び(d)文書は、大抵、専門家によって、専門家でない反トラスト当局の審査担当者向けではなく、専門家である読者(又は少なくとも当事者及び業界に関する一般知識を持つ者)向けに作成されているため、審査担当者が初期審査期間中の価値ある時間を業界の基礎的な事実の学習のために費やしてしまうおそれがある。

合併審査が進む中、業務文書は依然として審査過程の重要な要素となる。複雑な取引においては、米国反トラスト当局は通常、最初の30日の待機期間中に、典型的には合併当事者の事業・戦略計画の情報の任意での提供を要求する¹²。この要求の目的は、商品開発、販売の見通し、各競合他社に対する競争力などを含む、各当事者の日常業務における事業計画体制が窺える窓となる文書を入手することにある。これらの文書は、関連市場における各当事者の戦略に関して重要な情報を提供することが多いため、反トラスト当局の関心を惹くのも無理はないといえる。

審査担当者が当該取引の反競争的な影響につ

10 4(c)及び4(d)とは、米国の合併事前届出書の注意事項において特定の既存の業務文書の提出を要求する項目の略語である。一般的に、4(c)項は、買収に関して市場シェア、競争、競合相手、市場、商品又は地理的市場における営業の伸び又は拡大の可能性などを分析する目的で届出当事者の取締役・執行役のために又は取締役・執行役によって準備されたあらゆる文書を含む。4(d)項は、次の数種類の文書を含む。①取引のために作成された秘密情報の覚書(又は同じ目的を果たす同様の文書)、②投資銀行等の第三者アドバイザー作成にかかる資料、③シナジー分析資料。該当書類の全分類を閲覧するには *Instructions to the Antitrust Improvements and Notification and Report Form* (連邦取引委員会ウェブサイト (http://www.ftc.gov/sites/default/files/attachments/form-and-instructions/hsrform-instructions1_0_0.pdf)) を参照

11 例えば、米国の届出書のフォームは、他の多くの法域とは異なり、市場画定の案も当事者の市場シェア情報も要求しない。

12 アクセス・レターで典型的に要求される情報のリストは司法省のウェブサイト (<http://www.justice.gov/atr/public/220237.htm>) を参照されたい。

いて初期審査後に引き続き懸念を抱く場合は、セカンド・リクエストを出すことができる。前述のとおり、セカンド・リクエストは文書、データ、記述式などの回答を求める広範囲の情報要求である。大規模な取引の場合、典型的なセカンド・リクエストへの回答には20人以上の従業員の電子／ハードコピーファイルからの数万点の文書、反トラスト当局からの質問に対する100-200頁程の書面による回答及び膨大な財務データその他が含まれる。各当事者が相当なリソースを充てたととしてもセカンド・リクエストを遵守するには3か月から4か月間、複雑な取引の場合にはそれ以上の時間がかかる。ただし、セカンド・リクエストが出るケースは稀である。例えば、2013年には事前届出書が1,326件について提出されたのに対し調査に至った事案は50件であり、セカンド・リクエストに至った件数はわずかに22件である¹³⁾。

3 既存の業務文書の重要性

米国の合併事前審査手続が文書に重点を置いているのには幾つかの理由がある。一つには既に述べたように合併事前届出書に含まれる情報が乏しいため、反トラスト当局が当事者の業務文書に焦点を当てるためである。しかしながら、より重要な点は、反トラスト当局が行政的決定によって取引を阻止できないことである。もし、反トラスト当局が合併が反競争的となることを警戒しており、関連する待機期間が満了し、当事者が妥協することができないか又は妥協したくない場合には、裁判所のみが取引の実行を阻止することができる。米国の司法手続では専門家及び一般人の証言と共に証拠書類に重点が置かれる。その結果、合併審査は、必然的に調査手続であるとともに、文書が政府による起訴の基本的な柱の一つをなすことが多い、裁判所における準備手続でもある¹⁴⁾。米国外の観点からは米国における合併審査手続のように文書に重点を置く合併審査手続は効率が悪く見えるようである。主な批判は次の二点である。第一に、業務文書は合併分析に最も関連性のある情報を伝えるには不十分な手段である。第二

に、文書収集及び提出の費用と負担は、特にセカンド・リクエストの場合、当該文書によって明らかになる内容と釣り合わない。

我々の経験に照らすと上記の批判は妥当なものであると思われる。特に、広範なセカンド・リクエストに対応するための当事者の文書収集・提出の費用は、当該文書によって得られる利益だけでは正当化できない場合がある。我々が過去に関わったセカンド・リクエスト案件では、例えば、取引案が関連市場の競争に及ぼす影響について意味ある情報を提供する「重要」文書の数は、提出された文書のうちのごく一部であり、収集され精査された文書の数と比べるとさらに僅かであった。さらに、「重要」文書の多くはより限定的な要求を通して入手できたはずの幹部レベルの連絡書やプレゼンテーション資料であった。

業務文書は通常反トラスト法上の審査とは別の目的で作成されることから、一般的に、業務文書は取引が競争に与える影響について有用な情報を提供するのか、という問題が浮上するが、その答えは一般的には肯定的なものといってよいものと思われる。確かに、業務文書は用意周到に作成された申請書又は主張書面のように競争分析を正確に行うものではない。しかし

13 米国司法省反トラスト局「Workload Statics FY 2004-2013」(<http://www.justice.gov/atr/public/workload-statistics.html>)を参照。

14 例えば、最近では、評価・レビュープラットフォームの供給会社であるBazaarvoice社による同業のPowerReviews社の買収差止訴訟において、司法省は社内の業務文書に依存している。United States v. Bazaarvoice, Inc., Opening Statement (N.D. Ca. Sept. 23, 2013)を参照。<http://www.justice.gov/atr/cases/f300800/300869.pdf>にて閲覧可能(両当事者がお互いを互角の競争者と認めており、取引が価格下落圧力を軽減するであろうことを表す内部メールを引用)。FTC v. Whole Foods Market and Wild Oats Market, Plaintiff Federal Trade Commission's Proposed Findings of Fact (D.D.C. Aug. 3, 2007) (<http://www.ftc.gov/os/caselist/0710114/0710114ProposedFindingsofFactPV.pdf>)を参照(当事者の同時期の業務文書を両者間の「特有关つ激しい競争」の証拠として引用)。

ながら、競争に及ぼす影響について結論づける上で、業務文書はビジネスの人々が利益又は損失につながる決定をする際に何を考えていたのかについて説明できるという利益がある。そのため、ビジネスの実体には軽く触れ主張に重点が置かれる弁護士作成の提出書類よりも正確な状況が把握できる。

実際、業務文書は事案の要点に関するニュアンスを見事に反映することが多い。例えば、多様化された技術市場における主要3社の内、2社が合併を行うとする。記述式(米国以外)の届出書において提供される情報は大きな合算シェアを示すものと思われるが、合併当事者間の拮抗した競争やその他の事業者による価格制限等に関する記述は、弁護士の案件戦略によって大きく左右される。これは弁護士が意図的に競争条件を偽ったり歪曲させたりということではない。しかしながら、弁護士の分析に基づいた記述は、必然的に当事者の主張戦略を反映した競争条件の視点を示すことになる。対照的に、通常過程の業務文書は対象会社(例えば、対象会社は「脅威」であるか、買手とどう比較するか等)、仮説としての第3位の供給者(例えば、買手は対象会社又は第3位の供給者を主なライバルと見ているか?)、その他の事業者(例えば、抜き出したその他の供給者はいるか、それらのプレーヤーの能力は業界のリーダーに比肩するものか、地域又は顧客の分類によって異なるか等)等について把握するためにかなり役に立つ。

結局のところ、反トラスト当局は、当事者による効果的な主張及び情報を得るのに十分な日常の業務文書の開示の両方を得ることによって、取引が競争を阻害するか否かについて十分な情報に基づいて判断することができるものと思われる。もちろん業務文書が正確な競争分析のために非常に重要な情報を提供するからといって、当事者に不必要な負担を与えず、かつ反トラスト当局に必要な重要文書が提出されることを保証できるよう、当事者と反トラスト当局とが協力できないわけではない。むしろ、反トラスト当局は、当事者による文書調査を合理的に限定すること、特に、対応する文書と対応し

ない文書とを選び分け、提出の負担を軽減する自動文書解析技術(predictive coding)やその他の先端技術の検討にも前向きである。

Ⅲ 対応する文書の収集及び提出の懈怠への制裁

米国合併事前審査における業務文書の重要性を考慮し、米国反トラスト当局はセカンド・リクエストに対応する文書の完全な搜索の懈怠や4(c)及び(d)文書の提出に関連する違反を非常に深刻なものとして捉える。

1 背景

合併事前届出書の提出後すぐに、提出当事者は合併事前届出に含まれた情報が「知る限りでは、真実、正確、かつ完全」であることを証明しなければならない。当事者が証明を完成できない場合、当事者は不遵守の理由の陳述書を届け出なければならない。セカンド・リクエストの回答のための基準は「実質的な」遵守ではあるが、重要な対応する文書の提出の懈怠は、どの段階でも、当事者による取引完了を危うくする。

合併事前届出とともに4(c)及び(d)文書を提出することの懈怠は反トラスト当局に、取引を完了させることができない30日間の最初の待機期間を再び開始させるだけではない。業務文書を提出しなかった会社及び個人である取締役又は役員は一日あたり上限1万6,000米ドルの過料を科される可能性がある。米国反トラスト当局は、4(c)又は(d)の提出が極めて不完全であった会社に罰則を科してきた。2007年にはIconix Brand Group社は、同社によってRocawear Licensing, LLC社に属するある資産の取得の提案に関係する一つの4(c)文書の提出の懈怠について、過料として55万米ドルの支払を命ぜられた¹⁵。もう一つの例では、2001年に、Hearst社及び関連するエンティティが、同社らによるMedi-Span社及びMedi-Span

15 United States v. Iconix Brand Group, Inc., <http://www.justice.gov/atr/cases/iconix.htm>

International社の買収提案に関連して、わずかな4(c)文書しか提出しなかったがために、過料として400万米ドルを支払うことになった¹⁶。同様に、Automatic Data Processing社は、同社が提案したAutoInfo社の買収に関連して、合併事前届出が不十分であったため297万米ドルの罰金を科された¹⁷。

2 Hyosung事件

2012年のHyosung社の役員に対する司法省の執行は、合併審査における文書に係る違法行為への制裁は過料や取引遅延に限定されないことの良い例である。文書提出義務の違反は、刑事罰を導き得るし、極端なケースでは、個人が投獄されることすらあり得る。本事件はHyosung社が提案した(後に廃止された)米国を拠点とする自動現金預入支払機製造業者Triton Systems社の買収に関連するものである。公表された提出書類によれば、Hyosung社の企業戦略の上級副社長である被告は同社が提案した買収に関連して役員としての責任を有していた¹⁸。同被告は同社のHSRファイリング及びそれに引き続く最初の待機期間中の司法省の任意の追加書類の依頼への回答に、個人として関与し、他の者を監督する立場に関わっていた。司法省が裁判所に提出した書類によれば、同被告は公式な手続において使用するための完全性を妨害する意図をもって、文書を「不正に改ざんする」ことに参加しかつ他の者を指示した¹⁹。少なくとも二つの場面において、当該文書が「当該買収案の競争上の影響を不正確に伝えかつ最小化した」というように、市場シェア及び他の競争上の情報を歪める方法で、同役員は業務文書及び司法省の依頼に対応する資料を改ざんした²⁰。

司法省はHyosung社の親会社及び同役員の両者を、個人には20年以下の禁錮及び25万米ドルの罰金、企業には一訴因につき最大50万米ドルの罰金を科す司法妨害の罪で起訴した。2011年には、Hyosung社の親会社は有罪を認め、申し立てられた行為における役割に対する20万米ドルの罰金を支払った²¹。2012年5月に、同

役員が有罪を認め、二つの重罪の訴因で、米国における禁錮5か月に同意した。

3 合併当事者への教訓

Hyosung社の調査は、米国において合併事前届出書又は後続の文書依頼への回答の準備の通常の過程では問題となることがほとんどない重大な不正行為に関するものである。しかしながら、本件は少なくとも以下の二つのメッセージを合併当事者に送るものであると考える。

- ・ 第一に、「合併審査と調査手続の完全性を維持することは(司法省の)最優先事項の一つである」²²。これは合併事前審査における改ざん行為が通常は価格固定や談合などの「ハードコア」の反トラスト法違反のための刑事上の執行手段で訴追され得ることを意味する。
- ・ 第二に、米国反トラスト当局は、合併当事者の取引の目的を理解しかつ潜在的な訴訟の準備をするために、業務文書に依拠するため、文書提出義務を遵守するための他の(より重大でない)懈怠は、たとえそれらが刑事訴追の基礎を提供しないとしても、寛大に考えられる見込み

16 *United States v. The Hearst Trust and The Hearst Corp.*, <http://www.justice.gov/atr/cases/indx330.htm>.

17 *United States v. Automatic Data Processing, Inc.*, <http://www.justice.gov/atr/cases/indx163.htm>. Automatic Data Processing Inc.の社内弁護士が4(c)文書に関して3名に問い合わせを行ったのみでありそれ以上の措置を採らなかったことが、4(c)文書を特定するための真摯な努力の懈怠であるとされた。

18 *United States v. Kyoungwon Pyo, Case 12-cr-118-RLW*. 司法取引及びその他の情報は司法省のウェブサイト (<http://www.justice.gov/atr/cases/pyo.html>) で閲覧可能。

19 *United States v. Kyoungwon Pyo, Case 12-cr-118-RLW*.

20 司法省2012年5月3日付プレスリリース「Hyosung社の役員、自動現金預入支払機の合併調査において虚偽の文書を提出した司法妨害の罪を認める。」(http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2012/282873.htm)

21 前掲・司法省プレスリリース注20

22 前掲・司法省プレスリリース注20(司法省反トラスト局臨時代理Joseph Wayland氏の引用)

はない。上記のとおり、米国反トラスト当局は、4(c)及び(d)文書の提出の懈怠は一日あたり1万6,000米ドル以下の過料を科すことができ、また「戻された」ファイリングがもたらした手続上の遅滞又はセカンド・リクエストの実質的な遵守の懈怠は、通常、合併当事者にとって深刻にネガティブな結果をもたらす。

要するに、米国反トラスト当局の執行行為及びとりわけ2012年のHyosung社のケースは、米国合併事前審査における文書提出義務は深刻に捉えなければならないという、合併当事者への重要な警鐘としての役目を果たすといえる。必須の業務文書の改ざんや変更、又はそれらの業務文書の米国反トラスト当局への提出を懈怠することは、過料及び極端なケースでは刑事罰に至ることになる。これは、合併当事者が弁護士の助力を得たとしても、特定の文書が注意事項4(c)及び(d)又は後続の情報要求に対応するかどうかに関して合理的な判断を行うことができない、あるいは合併当事者が内部での文書の検索の範囲を合理的に決定することができない、ということをいづれも意味しない。しか

し、米国反トラスト当局は、対応する文書の故意の改ざんは言うまでもないが、合理的な搜索又はそれらの搜索によって発見される文書の提出の懈怠であっても、寛大に取り扱うことはないものと思われる。

IV 結論

業務文書は、米国の合併審査において重要な役割を果たしている。セカンド・リクエストに対応したことがない、初めての合併事前届出者は文書提出の要求に対応するための負担と費用に驚くことが少なくない。我々の経験からすると、業務文書は、主張及び経済的データとともに、取引案が競争へ及ぼす影響に関する有用な情報を提供し、効率的な合併審査を可能にする。ただし、米国における文書の精査、特にセカンド・リクエストが出された場合に関する費用と負担は膨大になることがあり、それによって得られる利益と釣り合わない場合もある。反トラスト当局は、費用と負担を軽減するべく取り組み兆しがみられるが課題は多い。

6

独占禁止用語英和・和英辞典

元・公正取引委員会事務総長 矢部 丈太郎 編

2012年11月30日発行

新書判 256頁

¥1,500円(本体¥1,429+税)



- ✓独占禁止関連用語に特化した、待望の用語辞典。
- ✓法律用語のみならず、産業組織論や知的財産などの競争政策関連用語も含め、代表的な独占禁止用語(英和:約3,000語, 和英:約1,000語)を収録。
- ✓気になったときにすぐ引ける、コンパクトで便利な新書サイズ。
- ✓海外競争法の実務や調査研究に携わるビジネスパーソン・弁護士・研究者の方々に必携の一冊!